令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和 6 年 2 月 2 8 日 東 京 都

東京都福祉局は、すべての都民が地域の中で安心して暮らせるよう、出産・子育てから高齢期まで、ライフステージ全般にわたる様々なニーズに対応し、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。子供と子育て家庭への支援、障害者や高齢者への支援、生活保護やホームレス対策、福祉のまちづくりの推進などの施策を実施しているほか、社会福祉施設等に対する指導検査に取り組んでいます。

これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、本選 考において、**主任級職員として即戦力で活躍していただける方を求めています**。

これは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成 14 年法律第 48 号)等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」(平成 14 年東京都条例第 161 号)に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘 義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考概要

区分	一般任期付職員		
職種・職級	事務職・主任級	募集人数	3名
募集区分	東京都福祉局 指導監査部指導第一課・指導第二課 ※ 部署の詳細・業務内容は次頁以降参照		
採用予定日	令和6年6月1日(原則) ◎ 採用予定者の状況により7月1日付の採用も可能です。採用希望日を申込書に記載してください。		
任期の終期	令和8年3月31日 ◎ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。なお、最長で令和10年3月31日まで任期を更新できる場合があります。		
勤務場所	東京都第一本庁舎(東京都新宿区西新宿2-8-1)		

2 日程

申込締切	令和6年3月12日(火)午後5時まで	
第1次選考	令和6年3月15日(金)まで	
結果通知	※第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛でに電子メールで通知します。	
第2次選考	令和6年3月22日(金)又は3月25日(月)のうち指定された一日	
実施日	※会場:東京都庁第一本庁舎(東京都新宿区西新宿2-8-1)予定	
最終結果通知	令和6年4月上旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。	

3 配属部署·受験資格等

採用予定人数	3名	
配属予定先	 (1)指導監査部指導第一課(施設サービス検査担当) (2)指導監査部指導第一課(在宅サービス検査担当) (3)指導監査部指導第一課(障害福祉サービス検査担当) (4)指導監査部指導第二課(施設検査担当) (5)指導監査部指導第二課(保育施設検査担当) 	
業務内容	(5) 指導監査部指導第二課(保育施設検査担当) (1) 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の指導検査に関する以下の業務 (2) 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等の指導検査に関する以下の業務 (3) 指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者等の指導検査に関する以下の業務 ・実地指導及び監査に係る調整 ・検査基準・施設調査書・施設台帳等の作成 ・実地指導及び監査の実施、改善指導 (4) 児童福祉施設(保育所及び障害児施設を除く)の指導検査に関する以下の業務 (5) 保育所、認可外保育施設等の指導検査に関する以下の業務 ・実地指導等に係る調整 ・検査基準・施設調査書・施設名簿等の作成 ・指導(実地)、改善指導(改善報告の書面審査、指導等)	
受験資格	(1)(2)自治体等における福祉行政の業務経験、高齢者福祉施設・関連サービス事業の管理運営に関する実務経験が別表に記載の年数以上あること。 (3)自治体等における福祉行政の業務経験、障害者福祉施設・関連サービス事業の管理運営に関する実務経験が別表に記載の年数以上あること。 (4)(5)自治体等における福祉行政の業務経験、保育施設・児童福祉施設・関連サービス事業の管理運営に関する経験が別表に記載の年数以上あること。	

(1)(2)

- ・社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律など 関係法令に関する知識を有すること
- ・法人・施設の財務諸表等を読み問題点を発見、指導するための財務会計に関する知識を有すること

(3)

- ・社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者虐待防止 法など関係法令に関する知識を有すること
- ・法人・施設の財務諸表等を読み問題点を発見、指導するための財務会計に関する知識を有すること
- · 日商簿記検定、社会福祉士資格

望ましい要件 ・求められる 知識等

(4) (5)

- ・社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、認定こども園法、労働・安全衛生・消防・虐待防止法等関係法令など関係法令に関する知識を有すること
- ・法人・施設の財務諸表等を読み問題点を発見、指導するための財務会計に関する知識を有すること
- ※以下については必須の資格要件ではないが、有しているとなお望ましい。

(1)(2)

日商簿記検定、介護支援専門員、社会福祉士

(3)(4)(5)

日商簿記検定、社会福祉士

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ② 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

- ・令和6年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員
- · 教育公務員※ 1
- ・東京都職員(任期付職員※2、会計年度任用職員、臨時的任用職員)のうち、令和6年5月31日 までに任期が満了する者
- ※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数 (主任)
・大学院博士課程又は修士課程の修了・大学(4年制の大学)の卒業	5年以上
 ・短期大学(2年制以上の短期大学)の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校(修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。)の卒業 ・各種学校(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。)の卒業 	7 年以上
・高等学校の卒業	9年以上

- 注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。 契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴 に限ります。
- 注3 合格通知後5営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます(6「卒業(修了)・在職証明書の提出について」参照)。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

4 選考方法

(1) 第1次選考

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査

◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

下記URLから「申込書」の様式をダウンロードして申込書を作成(顔写真添付が必要)し、申込フォームから送信してください。郵送及び窓口での申込みは受け付けません。

<URL>

 $\frac{\text{https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_joukin/syokuin_syokuin$

<注意事項>

- ・期間中に正常に到達したものを有効とします。
- ・システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止、通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- ・インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。
- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、福祉局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業(修了)・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、**高等学校以降の学歴に関する卒業(修了)証明書**及び 全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます(原則として合格通知後5営業日以内に、メール へのデータ添付により提出)。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業(修了)・在職証明書の提出について」をご覧ください。

7 給与等について

≪初任給≫

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。(非常勤職員、アルバイト等の勤務経歴や東京都の事務職と異なる職務内容に従事していた期間は、加算割合を減じるなどの調整を行います。)

以下は、<u>4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職</u> 務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約277,000円

- ◎ この初任給は、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当(20%)を加えたものです。 なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末·勤勉手当等の手当制度があります。

≪その他≫

- ◎ 特に高度な知識又は経験を必要する係員の職である主任級職として採用されます。
- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ② 年次有給休暇(1年間に20日、6月採用の場合は12日付与)の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都福祉局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 27階北側 【電話】 03(5388)3946(ダイヤルイン)

【福祉局ホームページ】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/index.html 【交通案内】 新宿駅(西口)から徒歩約15分

都庁前駅(都営大江戸線)から徒歩1分